

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年3月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200205号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200053号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月25日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成29年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月25日

A社に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金の記録がない。請求期間の賞与の記録を年金記録に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社からの賞与の振込先とするB銀行の総合口座通帳、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成29年12月25日支給の冬季賞与明細書等から、請求者は、A社から請求期間において、24万円の賞与が支給され、標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200160 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200011 号

第 1 結論

平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月まで
国民年金保険料の免除の手続は、毎年行っていたが、請求期間の 1 年間だけが未納となっている。前後の時期も何も指摘されずに免除の手続が行われていたため、事務的な手続のミスと思われる。
請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、毎年、国民年金保険料の免除申請手続を行っていたと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間前後の昭和 58 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間及び平成 6 年 4 月から平成 9 年 2 月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされている。

一方、請求者が請求期間当時に住民登録していた A 市が、国民年金保険料の納付状況や免除申請状況を確認できる資料として提出した請求者に係る「平成 5 年度国民年金検認票」によると、請求期間については、免除ではなく未納を示す記載が確認できる。

また、A 市の課税課の担当者は、課税資料は 10 年保存であり、請求期間に係る課税資料は残っていない旨陳述していることなどから、請求者が請求期間当時において、国民年金保険料の免除基準に該当したか否かを確認又は推認することができない。

さらに、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る免除申請書を受理した事跡は確認できない旨回答している。

このほか請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことや国民年金保険料免除申請書が受理されていたことを示す関連資料もなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。